

社会福祉法人翡翠会 特定相談支援事業所

加算取得状況一覧

R1.8.1現在

加 算	概 要	単位数	相談支援事業所 山武みどり学園	居宅介護支援事業所 かきつばた	相談支援事業所 山武みどり学園松尾
行動障害支援体制加算	行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して計画相談等を実施する為に、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了し、専門的な知識及び、支援技術を持つ相談支援員を事業所に配置した上でその旨を公表している	35単位	○	○	
要医療児者支援体制加算	重症心身障害など医療的ケアを要する児童や障害者に対して定説な計画支援等を実施する為に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を終了し、専門的な知識、及び支援技術を持つ相談支援員を事業所に配置した上で、その旨を公表している	35単位		○	
初回加算	新規に支援計画費を算定した場合	300単位	○	○	○
入院時情報連携加算	担当利用者様が医療機関へ入院した場合の情報提供 1) 医療機関へ向うて当該医療機関の職員と面接し必要は情報を提供した場合 2) 1) 以外の方法で情報提供した場合	200単位 100単位	○	○	○
退院・退所加算	病院、診療所又は障害支援施設等から退院・退所にあたり、当該施設の職員から必要な情報の提供を受けた上でサービス等利用計画を作成し、サービス利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合	200単位	○	○	○
居宅介護支援事業所連携加算	障害福祉サービスを利用していた利用者が介護保険サービスを利用する場合において、相談支援専門員居宅介護支援事業所又は予防居宅介護支援事業所による居宅サービス計画の作成に協力を行った場合	100単位	○	○	○
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援の実施時において利用者の居宅を訪問し利用者に面談する事に加えサービス担当者会議を開催 相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況、について説明を行うとともに、担当者から専門的見地から意見を求めサービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合	100単位	○	○	○
サービス提供時モニタリング加算	継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービスを提供する事業所又はサービスの提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合	100単位	○	○	○
医療・保育・教育機関等連携加算	利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関等の日常的な連携を構築するとともに、利用者の状況や支援方法を共有することを目的に実施するものであるから、面談を実施する事に限らず、関係機関との日常的は連絡に努めること。連携先との面談に当たっては当該利用者、家族等も出席するよう努める	100単位	○	○	○